日本政策金融公庫マル経制度ご利用の皆様へ（法人用）

那珂市商工会　　（担当　　）

運転資金	： ２０００万円以内（10 年以内）
設備資金	： ２０００万円以内（10 年以内）
運転・設備	： ２０００万円以内

（据置期間：２年以内）

※1500 万円を超える場合は、事業計画書の提出及び毎月事業進捗報告書の提出が必要

本日現在の金利　　.　　％

※融資実行日の金利となります。

手続きの流れ

申込み締切　　月　　日

↓

まるけい審査会　　月１０日・２５日頃

↓

日本政策金融公庫へ

↓

融資実行　　審査会後１０日程度

あっ旋対象者

１）那珂市商工会加入後、６ヶ月以上経過している者。

２）従業員数が、商業・サービス業５人以下、製造業・その他２０人以下である者。

３）那珂市において１年以上同事業を行っている者。

４）税金を完納している者。

必　要　書　類

〇不動産評価証明書：土地、建物（法人所有分、代表者所有分）

〇納税証明書：法人分　→法人市民税、法人所有の固定資産税

※直近の法人事業税の納税額をご確認下さい。

代表者分→市県民税、代表者所有の固定資産税

〇営業〔実在〕確認書類　（次ページ参照）

〇実印（法人、代表者）

〇商業登記簿謄本

〇決算書・申告書の控：前期、前々期の２期分（勘定科目内訳書も含む）

〇法人税申告書　別表２同族会社等の判定に関する明細書

〇残高試算表：決算後、６ヶ月経過法人のみ

〇許認可証の写し：必要業種のみ

〇借入返済表：借入金がある場合、全部の分

＋初回利用者のみ

〇不動産登記簿謄本

〇略歴（職歴）書

＋設備資金の場合

〇見積書・カタログ等

〇平面図・建築確認書

※申込みの際は、前月末までに電話にて事前にご連絡下さい。

※融資決定後、印鑑証明書が必要となります。

【申込者の営業（実在）確認書類】（法人企業）

対　象　書　類	申　請　先
○法人税の領収書又はその証明書	領収書→企業　証明書→税務署
○法人税の電子申告した申告書及び受信通知を印刷したもの	申告時に印刷
○事業税の領収書又はその証明書	領収証→事業所　　証明書→県税事務所
○消費税の領収書又はその証明書	領収書→事業所　　証明書→税務署
○法人県民税又は法人市民税の法人税割額にかかる領収書又はその証明書	領収書→企業 証明書→市役所税務課
○源泉徴収義務者が源泉徴収をした所得税の領収書又はその証明書	領収書→企業 証明書→税務署
○営業実態がわかる帳票類で申込前の直近６ヶ月程度の取引がわかる帳票類	請求書、納品書、領収書のうち、取引先が発行したもので、こちらの企業名が記されているもの
○法人税の申告書の別表第一（一） ※税務署収受印の廃止により、経営指導員による営業状況確認が必要となります。	法人税申告書控より
○消費税の申告書の第一面 ※税務署収受印の廃止により、経営指導員による営業状況確認が必要となります。	消費税確定申告書控より

※対象書類のうちいずれかをご用意ください。
※上記書類が添付できない場合は、公庫に推薦できないものとなっております。